

て施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆三十八年（一七七三）十一月十一日

注*本文書は「五六〇五」「五六〇八」の咨覆である。

- (1) 貴司の咨 「五六〇八」。
- (2) 貴司の咨 「五六〇五」。
- (3) 詳会 連名で作成した詳文。

2-58-05

琉球国中山王尚穆の、乾隆三十八年の接貢のため、存留通事阮承祐等に付した執照（乾隆三十八《一七七三》、十一、十一）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、本爵、業に乾隆三十七年冬に於て貢使の耳目官向宣謨・正義大夫毛景成等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して京に赴かしめ、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事梁国琬等を遣わし、梢役共に八十九員

名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書併びに欽賞の幣帛を迎え、及た京より回る使臣の向宣謨・毛景成・蔡熙は閩に在りて存留する王三徳等と与に還国せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の札字第一百五号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事阮承祐等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

在船都通事一員 梁国琬 跟伴四名
 在船使者二員 ⁽²⁾毛思温 跟伴八名
⁽³⁾武成功
 存留通事一員 阮承祐 跟伴六名
 管船夥長・直庫二名 毛致知 ⁽⁴⁾ 宮能安 ⁽⁵⁾
 水梢共に六十五名

右の執照は存留通事阮承祐等に付し、此れを准けしむ
 乾隆三十八年（一七七三）十一月十一日 給す

注(1) 阮承祐 汀間親雲上（『家譜(一)』九二六頁、林日新の譜）。乾隆三十八年の存留通事。

(2) 毛思温 田名親雲上盛憲（『家譜(二)』二一九頁、鄭作霖の譜）。乾隆三十八年の在船使者。『宝案』では乾隆四十年の在船

- 使者（卷六〇）としても名がみえる。
- (3) 武成功 乾隆三十八年の在船使者。
- (4) 毛致知 乾隆元～嘉慶七年（二七三六～一八〇二）。久米村系毛氏六世。乾隆四十年当座敷、四十三年都通事に陞る。乾隆三十八年の総官として中国へ赴いた（『毛姓家譜 四世奥間里之子親雲上』）。
- (5) 宮能安 乾隆三十八年の管船直庫。『宝案』では乾隆四十年の管船直庫としても名がみえる（卷六〇）。